

鍋嶋慎一郎議員。

[8番鍋嶋慎一郎議員登壇]

○8番（鍋嶋慎一郎）皆さんこんにちは。今回も質問の機会を頂きました自由民主党富山県議会議員会の鍋嶋でございます。眠たくなる時間帯ではございますが、目の覚めるような質問ができるように心がけていきたいというふうに思っております。

先日行われたカターレ富山の最終戦は、J2残留を自らの力で勝ち取り、県民に大きな感動と誇りをもたらす本当にすばらしい試合となりました。その劇的な展開は、かつて富山第一高等学校が全国高校サッカー選手権で日本一をつかんだ、あの感動の瞬間を改めてよみがえらせるものであり、スポーツが持つ力の大きさ、すばらしさを再認識いたしました。選手たちが積み重ねてきた努力と最後まで諦めず戦い抜く姿勢は、私たち県民に勇気と希望を与えてくれました。来期もこの勢いを継続し、さらなる飛躍を遂げてくれることを期待しております。

県政においても、県民の皆様が心から誇りを持てるような取組を推進し、日々の暮らしに確かな安心と感動をお届けすることが、私たちに課せられた責務であり、強く求められているものと考えております。サッカーと政治、フィールドは違えど、県民の幸せに向けゴールを決めるところは同じであります。私も県民の皆様から寄せられる期待に確実に応えていく所存であることを、ここに改めて申し上げ、質問へと入らせていただきます。

県産米の生産、消費拡大についてであります。

今年の8月に国は、米の生産量に不足があったと認めた上で、増産にかじを切ると閣僚会議で正式に方針が示されました。

しかし、生産者側からは、増産すればまた米価が下がるのでは、人手、後継者不足で増産は簡単ではないとの声も上がっているということで、増産一辺倒ではなく過剰供給にならないよう、生産者への支援、市場管理、備蓄管理などをしていくと言われる中、県は先日、来年産米の生産目標数量を今年よりも増産という形で発表されました。

私自身この増産は、非常に評価するところであります。昨今の米不足から始まり、米価の高騰や今後の展開、見通しが不透明なところが多く、この先どうなるのか、もやもやした米生産の現場に私も含め明るい兆しを感じました。

増産の中には、富富富や種子、酒米も含まれているということであります。策定に当たってどのようなプロセスや考え方で設定に当たられ、どう評価しているのか新田知事の見解をお伺いします。

次に、肥効調節型肥料、いわゆる一発肥料の試験結果と普及の方向性についてであります。

生産現場では、労働力不足が深刻化する中、施肥作業を省力化する肥効調節型肥料、いわゆる一発肥料が多く使用されています。しかし、昨今の異常気象により、その効果が不安定で、穗肥などを別に購入し散布する追肥作業が必要となる傾向が見られます。

そこで、県内において今年試験が実施されました、収量や食味、肥料利用効率についてどのような成果が得られたのか、津田農林水産部長の御所見をお伺いします。

次に、お米券の取扱いについてであります。

今年11月に政府は、物価高対策としてお米券の活用を自治体に促す方針を決めました。

お米券の配布は、米の価格が高騰する中、消費者にとっては非常に助かる手段だと思いますし、生産者にとっても県産米の消費量が伸び悩む中、販売促進の観点からも有効な手段と考えます。県としてどのような方向性で考えておられるのか、津田農林水産部長の考えをお聞かせください。

次に、米生産コストの上昇と経営安定対策についてであります。資材価格や燃油費の高騰が続き、様々な仕事の場に影響を与えています。農業の現場においても同様である中、特に肥料代は依然高止まりしており、省力化機材の導入にも初期投資が大きく負担となっています。

スマート農業の導入支援や作業委託の推進など、構造的にコストを抑える施策が不可欠と考えます。農家の持続的な農業経営の確立に向けた県の支援策の現状と今後の強化方針について、津田農林水産部長の御所見をお伺いします。

気候変動を見据えた中長期の米生産戦略についてであります。近年の高温傾向により、県産米でも乳白粒や胴割れなどの品質低下が深刻化しており、気候変動への適応は喫緊の課題となっています。

今後、県として富富富をはじめとした高温に強い品種の導入拡大、直播栽培の推進、水管理技術の高度化など、中長期的な生産体制強化をどのように描いているのか。また、品種転換を進める農家への支援、試験研究機関との連携、気象予測データの活用など、実効性のある取組が求められるものと思います。10年後を見据えた持続可能な米作り戦略についてどのように考えているのか、佐藤副知事の御所見をお伺いします。

次の項目、鳥獣害対策についてであります。

県内における熊被害の現状と実態についてであります。

現在、全国的に熊による人身被害が過去最悪水準となっており、被害の約6割が人里で発生していると報告されています。

今朝も富山市で早朝に新聞配達をしていた2人が熊に襲われたということでありましたが、このように富山県においても、昨今ツキノワグマの目撃、出没、あるいは農林業被害の報告が増えているだけに、私は近年の鳥獣被害対策実施隊の減少や動物愛護の関係で、個体数が大幅に増大したものを感じておりました。

しかし、先日の決算特別委員会の火爪議員の質問で、熊の推定個体数は2024年の調査で1,449頭と5年前の2019年に調査したときとほぼ同数であったと答えられました。

どのように個体数推定調査を行っているのか、また、個体数がそう変わらない中で捕獲数が11月25日時点で過去最多の328頭となっているのはなぜなのか。

里山の荒廃や過疎化で人里との境界が曖昧になっていることや、最近の異常気象でドングリやブナが不作だとか、人を怖がらない熊が増えたなど多く聞かれますが、県としてどのように認識しているのか杉田生活環境文化部長にお伺いします。

次に、狩猟者の減少、高齢化に対する対策についてであります。

全国的に1970年代の狩猟免許保持者は約50万人を超えていたものの、2021年時点では約21万人と大幅に減少し、今はさらに減少が進んでいます。

私が狩猟免許を取得したのは、平成18年10月に私の住む入善町において、1人の男性が熊に襲われ死亡したことがきっかけであり

ました。

当時の隊員の少なさ、高齢化等の様々な問題があることを聞き、これは町のためにどうにかしなければいけないということで、事件から間もなく、地元の農協青年部員10名ほどで狩猟免許を取得しました。

私は今も鳥獣被害対策実施隊として活動していますが、免許を取って約20年、新しく入ってくる人は数えるほどで、高齢化や仕事を理由に辞めていかれる人のほうが多いのが現状であります。

有害鳥獣対策の実践的活動を担う自治体の役割は極めて重要であると考えますが、隊員の高齢化や狩猟免許取得者の減少などにより活動の維持が難しくなっており、地域の安全確保に向けた体制として不安があるのはどの市町村も同じであると思います。このように、鳥獣被害対策実施隊の成り手不足が課題となっている今、人材の確保に向けて早急な対策が必要と考えます。

富山県としては、県内で狩猟免許を取得、更新する者を増やすために、例えば、受験費用補助であったり、講習、技術研修の拡充、若年層への働きかけなどの施策が必要と考えます。現在行っているもの、また、これからどのようにして狩猟者、実施隊を増やしていくと考えておられるのか、杉田生活環境文化部長にお伺いいたします。

次に、有害鳥獣対策を市町村から広域にする考え方についてであります。

現在、有害鳥獣対策は主に市町村単位で実施されており、実施隊、人材、機材は各自治体に依存しています。しかし、熊やイノシシ、鹿、猿などは、生息域や移動域が広く市町村境を越えて行動するこ

とも多く、市町村の壁による対応の遅れや実施隊不足が問題となっていると思います。

全国で鳥獣被害対策実施隊が減少していく中、こうした地域をまたいだ広域協力体制、県単位あるいは複数市町村連携での実施隊運営、自治体間の枠を超えた報奨金制度であったり負担の共通化など、こういったものを導入すべきだと考えます。

本県として、このような広域、県またぎによる有害鳥獣対策を行うべきと考えますが、杉田生活環境文化部長の御所見をお伺いします。

次に、ガバメントハンターについてであります。

国が示したクマ被害対策パッケージでは、中長期的な取組としてガバメントハンターの育成確保が明確に挙げられております。

近年、全国的に熊の出没件数や人身被害が増加する中、自治体単位での対応には限界があり、訓練された専門人材を計画的に確保することが、被害の未然防止と迅速な初動対応の鍵となっています。

とりわけ本県では、中山間地域や農山村において高齢化が進み、従来の猟友会だけでは捕獲体制の維持が難しくなっております。こうした状況を踏まえると、行政が主体となって専門的知識と実務能力を備えたガバメントハンターを育成し、継続的な人材確保を図ることが急務であると考えます。

そのガバメントハンターが地域の特性を理解し警察や自治体と連携して迅速に現場出動できる体制を整えることで、地域住民の安心・安全に確実につながるのではないでしょうか。

本県としても国の方針を踏まえ、研修制度の拡充、装備の整備支援、待遇改善などを総合的に進めるべきと考えますが、杉田生活環

境文化部長の見解をお伺いします。

次に、イノシシ、猿、鹿等の野生獣の増加に対する包括的対策についてであります。

近年、熊のみならず、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなど、多様な野生獣による農林業被害や生活環境被害が全国的に増加していると承知しております。

本県においても同様の課題が深刻化する中、特定の種に偏ることなく、野生鳥獣全体を視野に入れた包括的な鳥獣管理計画の構築が不可欠であると考えます。

こうした鳥獣害の深刻化を踏まえれば、捕獲の強化に加えて、生息域や農地被害の実態に応じた保全区域と管理区域の明確なゾーニングを行い、市町村と一体となった効果的な対策が必要です。本県としてこのゾーニングの考え方と今後の取組方針について、杉田生活環境文化部長にお伺いします。

また、捕獲従事者の確保育成やＩＣＴを活用した出没予測の高度化など、地域の実情に応じた持続可能な体制整備も重要であります。

さらに、被害記録の一元管理、農林業者や住民が被害を迅速に報告できるワンストップ窓口の整備、国との情報共有による定期的な生息数のモニタリング、わな、柵などの防除インフラ整備、ジビエ振興による捕獲個体の利活用推進、若手狩猟者の育成、広域連携の強化など、長期的視点に立った総合的戦略が必要と考えます。

また、今回のこの県議会であったり、各市町村における議会や委員会等で、昨今の熊問題をはじめ多くの鳥獣害に関する質問が出てくるものと思います。

本県として県民の大切な生命や暮らしに関わるこれらの野生獣の

問題に対処するため、生活環境文化部、農林水産部におかれでは、縦割りの壁を取り除き部局横断の体制でこれらの質問をしっかりとまとめ、対策を講じていく責任があるものと考えます。

将来にわたって持続可能な鳥獣管理体制や総合的戦略をどのように構築していくのか、新田知事の考えをお伺いします。

3番目の項目、県と台湾との交流深化に向けてであります。

今回も、台湾で購入した台湾バナナ、パイナップルケーキを連想させるこのネクタイ、そして日台友好議連のバッジをつけて、この質問に臨みたいと思います。

最初に、富山－台北定期便の再開に向けてであります。

先日、実に7年ぶりとなる視察団として台湾を訪れ、チャイナエアライン本社で富山－台北便再開に向けた要望活動を行ってまいりました。

現地では田中交通政策局長にも同行いただき、これまでの利用実績や富山県と台湾との交流の深まり、そして再開を望む強い期待を丁寧に伝えることができ、大変有意義な要望訪問となりました。

県が一体となって働きかける姿勢は、航空会社に対して、富山県は本気で定期便再開に向け取り組んでいるという強いメッセージとして届いたものと感じております。

定期便が再開されれば、台湾からの観光客誘致が一層進み、地域経済にとって大きな原動力となります。

「寿司といえば、富山」を売りとした食、世界でも名高い立山黒部アルペンルートをはじめとした大自然、山、鉢、獅子舞など最近よく耳にする「獅子といえば、富山」の伝統文化など富山の魅力は台湾でも認知度が高く、インバウンドのさらなる拡大が期待されま

す。

同時に、県民の海外渡航、いわゆるアウトバウンドの促進にもつながり、ビジネス、観光の両面で交流が一段と活発化するものと考えます。

今後、新田知事自身がトップセールスとして先頭に立ち、県の熱意を直接伝えてくださることが、間違いなく大きな追い風になることと確信しております。まさに、多くの県民が待ち望んだ富山－台北便の復活が、いよいよ現実のものとなろうとしていることを心から実感しております。

この路線は富山県の未来を切り開く重要な空のルートであり、今後の交渉方針や実現に向けた取組について、知事の考えをお聞かせください。

最後に、高校生の修学旅行で日本関係施設の多い台湾へどうかという話であります。

修学旅行は学びを深める貴重な機会であり、国内外の歴史や文化に触れる体験は、生徒の視野を広げ歴史的、国際的教養の涵養に資するものと考えます。

現に今回の視察の際も、多くの日本の高校生が修学旅行に訪れていました。本県においても、台湾を高校の修学旅行先として積極的に検討すべきではないかと考えます。

台湾は、1895年から1945年、明治から昭和初期にかけて日本統治下にあり、統治時代の歴史的建造物や社会インフラが多く残されている、日本にとって学びの多い国ではないでしょうか。

例えば、台北にある台北ワイナリーは、1914年に酒造工場として建てられ、現在はリノベーションされギャラリーやショップ、カ

フェとなっているレンガ倉庫群、また、台湾南部にある高雄港は、本県ゆかりの浅野総一郎氏が港湾設計責任者として関与し近代的に整備された経緯があり、台湾と富山県の歴史的なつながりを学ぶ上で極めて意味深い施設です。

同じく南部の烏山頭ダムは、日本人技術者の八田與一氏が設計、建設し、当時未開の嘉南平原を灌漑可能な土地に変え、台湾の農業発展に大きく貢献しました。このような水利施設も、日本統治時代の技術や行政の痕跡を現在に伝える貴重な遺産であり、技術史や地域開発の学習に直結するものと思います。

生徒たちは、これらの施設を訪問することで、単に観光地を巡るだけでなく歴史的背景や社会的意義を自ら考察する力を養うことができ、さらに、台湾統治時代の建造物や町並みを視察することは、日本の近代化や海外進出の歴史を多角的に理解する契機となり、歴史認識の深化につながるものと考えます。

高校の修学旅行先において、台湾統治時代の日本関係建造物や歴史的施設を教育的視点から積極的に選定し、視察プログラムに取り込むことを検討すべきと考えますが、廣島教育長に御所見をお伺いします。

最後に皆さんお気づきかと思いますが、本日は多くの議員が県産材である立山杉のネームプレートを着用して議会に臨んでおります。私も県産材利用促進と林業振興の思いを込め、着用して質問に立たせていただきました。

佐藤副知事は以前から着用されておられますけれども、私たち議員も県産品の利用促進、富山県のPRに一層努めていくことをお誓い申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（永森直人）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）鍋嶋慎一郎議員の御質問にお答えします。

まず、米の生産目標についての御質問にお答えします。

国は8月の米の安定供給に向けた関係閣僚会議において、増産にかじを切る政策への意向を示しましたが、10月末に設定した8年産の生産目安は需要量の見通しなどを踏まえて711万トンとしました。これは前年の生産目安比では4.1%増、実績比では4.9%の減となります。

県では今年度、米の増産について生産者や関係団体と様々な機会を捉えて意見交換をしてまいりました。増産は消費者に安定的に供給するために必要とする意見が多数あった一方で、御指摘のように、増産したいが供給過剰となれば大幅な米価の下落も懸念されるなどの意見もありました。また、水稻種子や、酒米などの原材料米の確保についても、地域や関係団体から要望がありました。

本県の令和8年産米の生産目標の設定に当たっては、こうした国の方針や関係者の意見、要望、また本県の需要動向を踏まえて、今月1日開催の県農業再生協議会において、国と同率の4.1%増とした上で、実需者に対する水稻種子や酒米、モチ米の安定供給、また、猛暑下でも消費者に安定供給するための高温耐性品種、富富富の生産拡大を図るという観点から、種子・原材料米供給確保枠及び富富富推進枠を新設し、7年産実績の1割に相当する約500ヘクタールが上乗せされました。

その結果、8年産の生産目標は、7年産の生産実績を上回る約18

万6,000トン、3万4,000ヘクタールと決定をされました。今回の新規枠は、生産者や実需者のニーズをより丁寧に捉えた上で設定されたものであり、生産者、消費者双方が納得できる価格水準で安定的な生産供給ができるよう、生産者、関係団体と連携し、需要に応じた米生産に取り組んでいきたいと考えております。

次に、野生鳥獣の増加に対する包括的な対策についての御質問にお答えします。

県では、国が令和3年に定めた鳥獣の保護及び管理を図るための事業実施にかかる基本的な指針に基づき、第13次富山県鳥獣保護管理事業計画を令和4年に策定しました。3年と4年と言いましたが、年度としては同じ令和3年度ということになります。

この計画では、具体的には、様々な鳥獣に関する保護と管理の考え方、2番目に県や市町村、事業者、市民などの役割分担と関係者間の連携の在り方、3番として鳥獣の捕獲などの許可に関する事項などをはじめ、議員から御指摘のあった、4番目として捕獲従事者の確保育成、5番としてICTなど新たな技術を活用した捕獲技術の開発、普及、6番、鳥獣の生息状況の調査に関する事項、7番、防護柵など防除インフラ整備など、幅広い事項について定めて取組の推進を図っています。

この計画は令和8年度末までの5か年としており、新年度、国から示される予定の新たな指針の内容や、最新の知見を踏まえた上で、県の次期計画を策定したいと考えております。

また、この鳥獣保護管理事業計画に基づき、イノシシやニホンジカなどの個別の管理計画を定めているところであり、捕獲鳥獣を地域資源として捉え、地域振興にもつなげる観点を盛り込んでおりま

して、県では食のイベントや販路開拓などを通じて、ジビエ振興を図ることを推進しています。

こうした様々な取組をさらに推進するには、県の関係部局のみならず、市町村、獣友会、関係団体などが一層緊密に連携していくことが大切であると考えており、次期計画の策定等に当たっては、その実効性が上がるよう、関係の皆さんとの御意見も伺いながら総合的な戦略を構築してまいります。

私からは最後になりますが、富山一台北便についての御質問にお答えします。

富山一台北便の定期便再開に向けては、先月11月の21日になりますが、県日台友好議員連盟訪問団の皆様によるチャイナエアライン本社訪問に合わせ、交通政策局長を派遣し早期の再開を働きかけました。

議員連盟の中川忠昭会長からは、可能な限り早期の定期便再開を強く御要請いただくとともに、県からも、富山空港におけるグラウンドハンドリングなど受入れ体制は万全である旨を説明の上、機材繰りを工夫して再開してほしいと求めました。

チャイナエアラインからは、機材繰りが引き続き厳しい状況が続いている旨の説明や、再開に向けた支援に加え、我々も一日も早く定期便を再開できるよう機材繰りを頑張って調整したいとの発言もあったと伺っております。

今回の訪問の報告を受け、富山県側からのアウトバウンド需要を高めることが重要であると考えておりますし、どのような形が効果的なチャイナエアラインと協議、交渉を行ってまいります。

台北便は本県と台湾との交流にとって欠くことのできない極めて

重要な路線と認識しています。県としては、定期便再開に向け、今定例会に冬の臨時便を対象とした利用促進の支援充実の予算案を提出しております。

引き続き、緊密にチャイナエアラインと情報を共有し、早期の運航再開の実現へ取り組むとともに、私自身のトップセールスによる働きかけにつきましては、協議、交渉の状況も踏まえて、ここぞというときにはスピード感を持って行いたいと思います。

私からは以上です。

○副議長（永森直人）佐藤副知事。

〔佐藤一絵副知事登壇〕

○副知事（佐藤一絵）私からは、気候変動を見据えた米作りの御質問についてお答えをいたしたいと思います。

10年後の目指すべき姿を見据えて近く正式に決定をする県の新たな総合計画におきましては、高温耐性品種である富富富などの生産拡大などにより、気候変動に対応した米産地への転換を進めることを明記することになっております。また、先般開催しました県の農政審議会においても、次期の富山県農業・農村振興計画の骨子案として、同様の方向性をお示ししたところでございます。

加えて、県米作改良対策本部で決定した令和8年産、来年産の水稻生産振興基本方針においても、温暖化に対応した米産地への転換というものを既に掲げております。富富富の栽培面積1万ヘクタールの目標の実現、そして水稻作全体の半分以上を高温耐性品種とする目標の達成に向けて、よりスピード感を持って取り組むこと、また、作期分散や低コスト・省力化につながる直播栽培の目標の面積を4,000ヘクタール——うち米の作付面積の1割以上とするこ

とを確認したところです。

特に富富富の生産拡大に向けましては、既に現在取り組んでいることとして、土壤条件などの特性に応じた栽培技術の指導強化のほか、富富富への品種転換を計画的かつ大幅に行う経営体への支援、そして、JAや担い手を対象とした乾燥調製施設の改修への支援、こうしたことを行っております。

また、来年産、8年産米からは生産者登録の要件を見直しまして、加工用米や備蓄米も対象とすることになっているほか、湛水直播栽培も可能といたしました。さらに、県農業研究所においては、温暖化に対応した肥料の開発、また、カメムシに加害されにくい品種の育成、さらには、スマート農業技術を活用した省力的な防除技術の体系化、リモートセンシングによる生育診断技術、こうした開発研究にも取り組んでいるところでございます。

気候変動、そして、加えて担い手の減少というものは、今後も富山県農業にとって大きな課題でございます。10年後、さらにその先も安心して生産者の皆様に米生産を続けていただけるように、また、県内外の消費者の皆様に県産米を将来にわたって選んでいただけるように、生産体制の強化や新たな技術の早期開発、定着に努め、関係団体とも連携して取り組んでまいります。

○副議長（永森直人）津田農林水産部長。

〔津田康志農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（津田康志）私からは、3つの質問にお答えいたします。

まず、肥効調節型肥料についてお答えいたします。

肥効調節型肥料は、一般的な肥料と異なり追加で肥料散布する手

間が省けることから、県内の8割以上の圃場で使用されております。

しかし、御紹介もいただきましたが、近年頻発する夏の異常高温下では、地力の低い地域を中心に、出穂前から葉の色が淡く栄養不足の状態となり、登熟期——稲穂が実る時期——の頃には、高温に耐える稲に回復させるために、その前の追肥作業が必要となる場合が多くなっております。

このため、県では今年度、農業研究所と農林振興センターの共同で、県東部の比較的地力の低い地域4か所で、肥料成分の配合割合の組合せを変える実証試験を行いました。

その結果、穂肥相当の肥料成分が現行の肥料に比べ早く溶け出す改良型の肥料では、稲の活力を示す出穂前の葉の色が濃く、収量が増え、品質、食味もおおむね良好でございました。一方で、穂肥成分が早く効くため、茎が長くなることやもみの数が増えることにより、倒伏や過剰もみ数による品質低下を招くリスクがあることも確認されました。

このため、改良型肥料の実用化に向けては、複数年での経過や他の地域での確認を行い、こうした事案の要因を分析の上、収量や品質の安定的な向上と倒伏リスクの軽減を図る必要がございます。

高温条件下でも高品質でおいしい富山米を安定生産できるよう、引き続きJA等関係機関とも連携し、肥料の改良を含めた技術対策のさらなる向上に取り組んでまいります。

次に、県産米の消費拡大についてお答えいたします。

全国的に家庭での米の消費量は、前年比で毎月減少傾向となっており、農林水産省の調査では、7年産の県産米の10月末の販売状況は前年比77%と、他県と同様に販売進度が遅くなっております。

県では、これまで関係団体と連携して、富山米の学校給食での活用のほか、スポーツイベントや富山米フェアなどで消費者に直接PRし、富山米の消費拡大を進めてきておりますが、消費者の米離れや輸入米への切替えが進めば、生産者の経営を圧迫し持続可能な米生産にも悪影響を及ぼすことから、これまで以上に需要喚起を図る必要があると考えてございます。

こうした中、国では今般、重点支援地方交付金を拡充し推奨事業メニューに、市町村に対応いただきたい必須項目として、食料品の物価高騰に対する支援を挙げ、昨日からは担当者向けオンライン説明会が開催されております。

この制度では市町村が、その実情に応じて支援の方法や対象を定めるとされておりますが、米を含めた支援となれば、米価が高止まりする中、消費者の負担軽減となり米の需要喚起につながることを期待しております。

また、引き続き県内での県産米のPRを継続して行うとともに、富山県産米は県外へ7割が流通しておりますので、全農など関係団体とも連携し、県外の小売店における店頭PRを行うなど様々な機会を捉えて消費者に訴求していくことで、県産米の需要喚起、販売促進に努めてまいります。

私から最後となりますが、持続的な農業経営の確立についてお答えいたします。

肥料代等の資材価格が高止まりし、人材確保が課題となる中、持続的な農業経営を確立するためには、化学肥料等のコスト低減やスマート農業の推進などによる省力化を進める必要がございます。

特に省力化に向けては、県では、農地の集約化、大区画化による

作業の効率化や、直播栽培等の低コスト・省力技術の普及拡大を図っております。

また、スマート農業を推進するため、スマート農業普及センターにおける人材育成をはじめ、トラクターの自動走行等に必要な高精度位置補正情報サービスの提供とそれを利用するための自動操舵システム等の導入支援、集落営農の経営発展に必要なスマート農機等の導入支援などを行っているほか、畦畔のリモコン草刈り機の導入や雑草の発生を抑えるシートの設置、自動給水栓などの導入など農地管理の省力化も支援しております。

また、スマート農機は高価で、中小規模の農家が個別に購入することは負担が大きいことから、病害虫防除や肥料散布等の作業を代行する農業支援サービス事業体を育成することも重要と考えておりまして、国の補助事業を活用し、農業用ドローンの導入経費や操作講習の受講料を支援しているところです。

スマート農機の活用は、省力化にとどまらず効率的な農作業が可能となることから、高齢者や女性、未経験者が農業に参入しやすい環境が整うこと、また、データに基づく精緻な栽培管理により、品質の安定化や収量の向上につながることも期待されております。引き続き、持続可能な稼げる農業の実現に向けて、スマート農業の推進を一層強化してまいります。

以上でございます。

○副議長（永森直人）杉田生活環境文化部長。

〔杉田 聰生活環境文化部長登壇〕

○生活環境文化部長（杉田 聰）私からは5つの問い合わせに対しまして、お答えしたいと思います。

まず、ツキノワグマの個体数についての御質問にお答えいたします。

ツキノワグマの個体数推定調査は、県のツキノワグマ管理計画の改定に合わせまして5年置きに実施しております。県内には山間部全域に生息分布しているとも言われており、調査方法としましては、県内の約100か所に自動撮影カメラを設置し、撮影された個体の出現状況を解析の上、県全体の個体数を推計しているものでございます。昨年度の調査では1,449頭と、5年前の令和元年度の1,455頭とほぼ同数となっております。

今年は、山裾の集落周辺のほか、平野部においても熊の出没件数が9月下旬から急増しております。熊の秋の主要な食料となるブナの実などの堅果類が、県内全域で凶作や不作になったことが大きな原因と考えております。

11月末時点での出没件数は1,018件でございまして、これは統計を開始した平成16年以降で2番目に多い件数となっており、また、捕獲数は328頭で過去最多となっております。

また、今年の県内の人身被害者数は11月末時点で4名となっております。なお、先ほど質問の中でもございましたが、本日の未明、富山市内で人身被害が1件、2名——御夫婦ですけれども、けがに遭われるという被害事案が発生しております。けがからの一日も早い回復をお祈り申し上げたいと思います。

したがいまして、現時点で人身被害者数は6名となっております。これは過去10年の平均である5名とほぼ同じ規模でございますけれども、本日の事案も入れまして、今年の6名のうち5名が住宅地での被害となってございます。また、平成27年から令和元年までの5

年間での人身被害件数のうち、住宅地における被害は約4割でありましたが、令和2年から令和6年の直近の5年間では約7割と増加しております。

県としましては、こうした状況を踏まえまして、引き続き管理計画に基づきまして、個体数管理、被害防除、生息環境管理を総合的に進めるとともに、本年9月に運用開始されました緊急銃猟制度の円滑な実施などに取り組んでまいります。

続きまして、狩猟免許の取得、更新者を増やす取組についてお答えいたします。

県では、鳥獣管理の担い手確保の観点から狩猟免許の取得促進を図るために、狩猟免許試験の回数を、従来の年1回から平成19年度に2回、26年度に3回と順次増やしてきております。

また、若年層に狩猟に興味を持つもらうためのPR動画の作成、さらに、県獵友会主催によるハンターを志す方の発掘を目的として、狩猟の魅力を紹介するガイダンスや初めて狩猟免許試験を受験する方を対象にした講習会というのを実施しておられ、それに対する補助も行っております。また、免許更新者向けとしましては、獵友会員の射撃訓練への補助なども実施してきてございます。

こうした取組もありまして、県内のわな猟などを含む全ての種類に係る免許保持者数は昨年度は1,387名と、10年前の平成26年度の1,145名から242名増加しており、また60歳以上の方の占める割合は昨年度は43.6%と、10年前の60.3%から若返っております。

その一方で、散弾銃などを使用できる第一種銃猟免許所持者の皆さんにつきましては昨年度は758名と、10年前の768名と同じ水準となりまして、緊急銃猟制度も運用開始されるなど、特に銃を扱え

るハンターの確保、そして育成は喫緊の課題というふうに捉えております。

こうした中、猟銃の取扱いには高い技術と経験が必要とされることや、3年ごとに免許の更新時期が来るということから、講習や技術研修などハンターのスキル面を支える取組を充実させていく必要があると考えております。また、受験費用の補助につきましては、既に幾つかの市町村で行われていることから、その状況も踏まえながら今後の在り方について検討していきたいと思っております。

引き続き、市町村、警察、猟友会をはじめ関係機関と緊密に連携しまして、鳥獣管理の担い手確保育成に努めてまいります。

続きまして、広域での有害鳥獣対策に関する質問にお答えいたします。

鳥獣保護管理法におきまして、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある指定管理鳥獣といたしまして、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマが指定されております。また、都道府県が、各鳥獣に対する捕獲実施計画を策定し、国の交付金を活用して捕獲強化などの対策を実施する仕組みとなっております。

また、市町村では、鳥獣被害防止特措法に基づきまして、農業被害を防止する観点から、鳥獣被害対策実施隊により捕獲等が行われております。そして、市町村域を越えて移動するイノシシやニホンジカにつきましては、市町村境から500メートル以内で、かつ農地から2キロメートルまでを範囲としまして、国では広域捕獲事業として報奨金を増額し、捕獲強化に向けた地域の活動への支援が図られているところでございます。

さらに、県では広域的観点から、主にこの市町村の実施隊の活動

エリア外の山間部におきまして、猟友会員で構成しました県内の10チームの県の捕獲専門チーム、そして民間法人の認定鳥獣捕獲等事業者により捕獲を実施しております。

議員から御提案のありました、複数の市町村が連携した実施隊の運営や市町村の枠を超えた報奨金や負担の共通化につきましては、市町村により実施隊の運営形態、そして鳥獣の種類、被害の内容や規模などが異なりまして、なかなか難しいものがあると考えておりますが、県では引き続き、市町村や実施隊などを対象とした捕獲技術向上研修の開催ですか、ＩＣＴを活用した捕獲の実証を行うなど、活動を支援してまいりたいと考えております。

今後とも、関係部局や市町村など関係機関と連携しまして、鳥獣被害防止に取り組んでまいります。

続きまして、ガバメントハンターについての御質問にお答えいたします。

先月、国で取りまとめられましたクマ被害対策パッケージでは、中期的な取組としまして、現場での捕獲を担うガバメントハンターをはじめとした専門的人材の育成確保を推進していくこととされております。

この背景といたしましては、全国的に熊が大量出没している中、これまで捕獲の中心的な担い手となってきていただいている民間の猟友会の皆さんの負担が大きくなり、また、迅速な対応も難しくなるケースが出てきたことから、現場での捕獲を担う自治体職員、いわゆるガバメントハンターの確保を図ろうとするものでございます。

県内では上市町におきまして、平成22年度から、町の職員が狩猟免許を取得し業務として有害鳥獣の捕獲に当たっておられ、町職員

がハンターとして現場に入ることによる到着スピードに加えまして、住民の安全を確保した上での捕獲まで、迅速な対応が図られていると伺っております。

また、県の自然保護課には、市町村などから派遣要請があれば、麻酔銃などを現地で使用できる免許を持つ指定管理鳥獣推進員を配置しているところでございます。

ガバメントハンターの配置には、自治体の正規職員に狩猟免許を取得させる方法と、もう一つは、狩猟免許取得者を自治体職員等として新たに雇用する方法の2つがあると考えられます。今回のパッケージでは、自治体側がいずれの方法をとっても交付金を活用できる柔軟な仕組みとなる見込みとなっております。

今後、この制度の内容や国交付金の活用方法などにつきまして、市町村の皆さんに情報提供を行うとともに、導入に当たっては必要な助言を行いまして、人材の確保育成が進むよう支援してまいります。

続きまして、ゾーニングに関する質問についてお答えいたします。

鳥獣保護管理法では、県の鳥獣保護管理事業計画におきまして鳥獣保護区に関する事項を定めることとされておりまして、地域の生物多様性に資する森林鳥獣の生息地や、渡り鳥の集団飛来地、希少鳥獣の生息地などを対象に、狩猟を原則禁止する区域として指定しているところでございます。

また、生活環境あるいは農林水産業などに被害を及ぼす有害鳥獣につきましては、鳥獣保護区におきましても被害防止の観点から許可に基づく捕獲が可能となっているところでございます。

特に、ツキノワグマにつきましては、県の管理計画におきまして、

生息状況や人間活動を考慮し、地域区分の設定、いわゆるゾーニングを設定しております。

具体的には、3つの区分でゾーニングしているところでございます。まず1つ目としましては、人間活動がほとんどなくツキノワグマの生息する地域を生息保護地域——ゾーン1と言っておりますが、の設定をしております。ゾーン2としましては、人間活動が行われツキノワグマも生息している地域を保護調整区域と設定、そして3つ目、人間活動が活発でツキノワグマが本来生息していない地域を被害防止地域——これをゾーン3、ということで設定しており、各ゾーンごとに被害防除、生息環境管理、個体数管理に係る対策を実施しているところでございます。

例えば、生息環境管理におきましては、ゾーン1では良好な生息環境の維持、質的向上、ゾーン2では緩衝帯の造成などにより計画的な森林整備によるゾーン3への出没抑制、また、ゾーン3では隠れ場所となる下草刈りの徹底などに取り組むこととしております。

近年、熊の出没件数が増大するなど、ゾーンに応じた対策と役割分担を関係者間で共通認識として持ち続けることが重要と考えております。また、その重要性も増してきていると考えております。今後、市町村等と緊密に連携して取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○副議長（永森直人）廣島教育長。

〔廣島伸一教育長登壇〕

○教育長（廣島伸一）県立高校における台湾への修学旅行などについてお答えをいたします。

海外の修学旅行や研修旅行につきましては、異文化の理解と豊か

な国際性を備えた人材の育成などを狙いとして実施しております。

中でも台湾についてですが、議員御紹介がありましたとおり、本県出身の浅野総一郎氏が台湾を代表する国際的港湾である高雄港を整備され、その発展に寄与されますなど、歴史的にも我が国との結びつきは強く、県内県立高校の海外研修先としてはアメリカに次いで台湾が多くなっております。

その実績でございますが、コロナ禍直後の令和5年度が3校70名、その後令和6年度には5校292名と増加しまして、今年度も5校で279名の生徒が台湾を訪れる予定になっております。

参加された生徒さんからは、台湾の文化や歴史、教育など我が国との違いを学べた、姉妹校生徒との交流や文化財等の見学を通して、異文化を理解するとともに国際経済に关心を持つことができたなどの意見があり、我が国とのこれまでのつながりについて多角的に理解する契機となり、教育的視点からも成果が得られたと考えております。

海外への修学、研修旅行の行き先につきましては、海外での体験を通して、学校における学習活動を充実発展される教育的意義や学校・学科の特色に基づきまして、生徒や保護者の希望、そして必要な経費などに留意しながら各学校で決定しております。

県教育委員会といたしましては、各県立高校が行き先の一つとして台湾を検討できますよう、先ほど述べた台湾への修学旅行の成果も含めまして、本県や我が国の近代化の歴史、台湾との関係など、ただいま議員からたくさん、熱く御紹介もいただきました、そうした項目も含めまして情報提供をしてまいりたいと存じます。

以上になります。

○副議長（永森直人）鍋嶋慎一郎議員。

〔8番鍋嶋慎一郎議員登壇〕

○8番（鍋嶋慎一郎）私から2点、再質問させていただきます。

初めに、鳥獣害に対する持続可能な管理体制、総合的戦略についてであります。

今ほど知事から体制強化への方向性を示していただきましたが、県民の生命と暮らしを守るという観点から、より踏み込んだ意思を確認いたしたく改めて質問させていただきます。

近年、熊をはじめとした鳥獣被害は深刻化し、もはや従来の枠組みでは対応し切れない状況になっていると感じております。だからこそ、生活環境文化部、そして農林水産部の部局横断はもちろんであり、さらに警察や教育機関など関係機関が一体となる強固な横断組織の構築が必要と考えます。

県として、危機管理レベルで鳥獣対策を位置づけ、長期的な管理計画や迅速な情報共有体制の確立が必須と考えますが、改めて新田知事の考えをお伺いします。

次に、富山一台北定期便に関してであります。

ただいま知事から、富山一台北便の再開に向けた意義や今後の交渉方針について前向きな御答弁をいただきました。

富山一台北便は、2012年4月に週2往復で就航し、2013年には週4往復へと拡大していきました。

その間、今回の視察団による訪問は7年ぶりとなります、7年前、私は町議会議員として、この訪問に参加させていただきました。今回と同様に中川団長はじめ武田議長、そして筱岡議員と共に台湾との親交を深めるべく訪問したことを思い出します。

しかしその後、2020年3月からは新型コロナウイルスの影響で同便が運休となり、台湾との交流もしたくてもできない状況となりました。その後、2023年にはチャーター便としては復活しましたが、なかなか定期便再開にはたどり着けていないのが現状であります。

今回、7年ぶりの視察団による直接要望は、航空会社に対して富山県の真剣な姿勢を示す大きな一歩になったと感じております。

富山一台北便の再開は、県の国際交流や観光振興、地域経済の発展に直結する極めて重要な課題であり、県民の期待も高まっております。今ほど、修学旅行も5校279名が行く予定となっておりますが、これが再開されれば、さらに増えるものではないかというふうに思っております。

まさに今が、ここぞのときと考えます。ぜひ、すぐにでも訪台していただき、そしてトップセールスをしていただきたいと思いますが、新田知事にいま一度お伺い、再質問とさせていただきます。

○副議長（永森直人）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）再質問いただきました。ありがとうございます。

まず基本的には、先ほども説明したところですが、第14次富山県鳥獣保護管理事業計画を令和8年度中に策定をするということ、これは環境審議会に諮問し、野生鳥獣保護管理検討委員会、環境審議会野生生物専門部会、パブリックコメント、環境審議会、そのような流れになります。

今年も多いんですが、昨年は比較的おとなしかったわけです。一昨年は今年とほぼ同じレベルで出現しましたし、また、人身被害、

死亡もおととしはありました。

そんなことで、ひとえに、1つは山のブナの生育状況によることが大きいです。ただ、それだけではなくて基本的に、いわゆる緩衝地帯がだんだんなくなってきた、それは人間側の責任もあるのではないかというふうに思っています。基本的には、その緩衝地帯をしっかりと熊を含めた野生生物のすむエリアと人間のエリアの間につくっていくということ。かつてはあったんですが、いつの間にやら、多分人間の生息域が拡大して今のような状況を現してきたんだというふうに思っています。

そのあたりをしっかりと、先ほどもありましたゾーニングをしていくということは大切だと思います。やみくもにやることも必ずしも得策ではないので、先ほど申し上げたこの事業計画をしっかりと策定をしていきたいと思います。

ただ、さはさりながら、本当に今年のように頻繁に出現し、本当に町中まで出てきている、人身被害も増えているということなので、これは私をトップとして全庁的な熊対策会議——仮称ですが、これを、やはり設置することを検討しなければならないというふうに考えております。

それから台北便のことですけども、私も以前2度にわたりトップセールスをしてきましたが結果は出ませんでした。といって諦めているわけではありませんないです。それから、チャイナエアライン側の主張も筋は通っています。ボーイングとかエアバスの機材の供給が滞っているということは、もう世界的なことであります。また、それは大分戻ってきました。この前ちょっとエアバスで不都合がありましたけども、基本的には生産体制は戻ってきているということ

なんです。

あとはどう、うちの路線の優先順位を高めてもらうかということ。

今回は日台議員連盟——議員も御同行されたと聞いておりますが、の要望で、かなり、議員含めて皆さんのが迫力だったんでしょう、向こう側はかなり優先順位を上げるというようなことも言ってくれたということあります。

先ほども繰り返しになりますが、やっぱり状況を見て、ここはというときにはしっかりと、行こうと思えばすぐに行ける場所ですので飛んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（永森直人）以上で鍋嶋慎一郎議員の質問は終了しました。

暫時休憩いたします。休憩時間は10分間といたします。

午後2時49分休憩